

官報

平 成 九 年 四 月 二 十 一 日

○第百四十回 参議院會議錄第二十号

平成九年四月二十一日(月曜日)

午後零時三十一分開議

○議事日程 第二十号

平成九年四月二十一日

午後零時三十分開議

第一 廢棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

一、請暇の件

一、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下、議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

山崎力君、長谷川道郎君からいずれも海外旅行のため来る二十八日から八日間の請暇の申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よって、いずれも許可することに決しました。

平成九年四月二十一日 参議院會議錄第二十号

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。久間國務大臣。

○國務大臣(久間章生君) 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、防衛庁設置法、自衛隊法及び防衛庁の職員給与等に関する法律の一部改正を内容としております。

陸上自衛隊における補給業務の迅速化及び効率化を図るため、陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができることとするともに、平成八年度以降に係る防衛計画の大綱を踏まえ、平時における効率的な人的勢力の保有の観点から、防衛招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令により招集された場合において自衛官となつてあらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務する即応予備自衛官の制度を導入することとし、あわせて、自衛官の定数を改める必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明

いたします。

これは、即応予備自衛官制度の導入、補給統制本部の新設等に伴い、陸上自衛官の定数を変更するとともに、統合幕僚會議に置かれている情報本部の要員を確保するため、自衛官の定数を変更するものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、補給統制本部の新設についてでございます。

陸上自衛隊における補給業務を統制する機関として、新たに陸上自衛隊に補給統制本部を置くことができることとし、補給統制本部の所掌事務を定めるとともに、補給統制本部長には自衛官をもって充てることとしております。

第二に、即応予備自衛官制度の導入についてでございます。

長官は、即応予備自衛官に対し、防衛出動、治安出動、災害派遣及び地震防災派遣に際して、必要があるとき、内閣總理大臣の承認を得て、防衛招集命令等を発することができるとすることとし、所要の訓練を行うことができることとしております。

このほか、即応予備自衛官の招集手続、員数、身分取り扱い等を定めることとしております。

あわせて、予備自衛官として採用できる者から旧保安隊の保安官等を除くとともに、予備自衛官の防衛招集の要件等を改め、訓練招集の年間回数の制限をなくすることとしております。

最後に、防衛庁の職員給与等に関する法律の一部改正でございます。

これは、即応予備自衛官制度の導入に伴い、即応予備自衛官に対し即応予備自衛官手当及び訓練招集手当を支給することとするものであります。

以上が、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。

山崎力君。

〔山崎力君登壇、拍手〕

○山崎力君 私は、平成会を代表して、ただいま議題となりました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、總理、防衛庁長官及び關係大臣に質問いたします。

法案に関する質疑に先立ち、さきに成立いたしました駐留軍用地特別措置法の改正問題と國際情勢等について伺いたいと思ひます。

今回の特措法の改正によつて、当時の村山總理の懸案先送りとその後の政府側の不手際を原因とする、五月十五日以降使用権限のない状態になることは辛うじて回避され、法治國家の体面は保たれたわけでありますが、これをもちつてこの問題が一件落着いたとは到底言えないわけであります。

私は、多くの方々がそうでありましようが、むしろこれから問題であろうと考えております。すなわち、いよいよ沖縄県における米軍基地の整理・縮小に政府及び国会は全力を挙げて取り組まなければならないからであります。

今回の改正問題をめぐつて、沖縄における基地の集中の実態と沖縄県民の苦しみは改めて國民に認識され、何とか沖縄県の負担を軽減したいと思ひは広く國民に抱かれていてと信じたいと思ひのであります。

とはいえ、結論はともかく、果たして各論としての具体的軽減策に我々本土側が沖縄の期待にこたえる態勢、気持ちになつていくかどうか、どのようにお考えでしょうか。その辺の認識とともに、今後の沖縄米軍基地の整理・縮小に取り組む御決意と具体策を、まず總理にお伺ひしたいと思います。

特に、今回の特措法をめぐる論議の中で、沖縄の米軍基地問題の根本的な解決のためには、どうしても米軍の縮小、中でも海兵隊の削減が不可欠

請暇の件 議事日程追加の件 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

という主張が沖縄県に強く存在すると感じました。

本土並みを期待する沖縄の心を満たすためには、SACOの内容では全く不十分であり、もし近い将来、国際情勢の変化、特にアメリカ側の認識の変化がないとすれば、沖縄からの米軍基地等の大規模な本土移転が必要であると考えます。そのためにも、法的裏づけも必要となってくるものと考えられますが、その辺の見通しについて総理の御見解をお伺いしたいのであります。

他方、一般的に軍事力の評価、兵力比較には科学的、合理的側面、特に数値的、数学的な側面があります。多次元方程式に例えられることもあり、いわゆるシミュレーション訓練もそうした考えから出たものでありましよう。蛇足をつけ加えるならば、その際、一度出された客観的算出結果に思いや感情を差し挟むことは百害あって一利なしとは、さきの太平洋戦争における我が陸海軍の悲惨な結果を見るまでもなく戦史上明らかであります。

一方、相互確証破壊と訳される、かつてのみずからの理論、作業を、英文の頭文字をとってMAD、マッド、気違いざたと名づけた米ソ両国専門家の数字をもとにした冷徹な作業は、戦略兵器制限交渉でまず核兵器増大を塩漬けにし、削減条約をスタートさせて、現実に核兵器削減と冷戦終結に寄与しており、世界から核戦争の恐怖を、一時的ではありましようが、緩和していることも事実だと思ひます。

また、欧米ではかつて平和を求めた融和策がミューンヘン協定において行われたにもかかわらず、ヒトラーの野望を阻止し得ず、多大な戦禍を欧州にもたらしたのみならず、ユダヤ人のジェノサイドを阻止し得なかつたという苦い反省があると思ひております。

私は、アメリカは、こうした経験と認識をもとに、圧倒的な情報量、さらにアメリカの国益と政治的判断を加えた結論を我が国に、押しつけは言ひませんが説明してきているのだと思ひます。

これに対してどう我が日本側が、日本の国益を踏まえて数字、確率等を挙げて反論すべきときに反論できるのかという問題意識を持ってあります。

これは、沖縄の米軍基地問題解決を含め、今後も外交、安全保障上、日本政府の抱える根本課題だと思ひます。

この問題に関する我が日本側の現状を含めて、総理と外務大臣の御認識をお聞かせ願ひたいのであります。

これに関連し総理は、ゴア・アメリカ副大統領との会談において、現在の微妙なアジア情勢の中で日本政府として在日米軍の削減を求めることではないと発言しておられます。また、間近に予定しておられる総理の訪米の際にも、クリントン米大統領に対し在日米軍の削減は求めない方針であると報ぜられております。

このことは、現在規模の在日米軍は我が国の、ひいては東アジアの安全保障にとって必要であると思ひますが、そう受けとめてよろしいのか。もしそうならばその根拠は何なのか、前提としての現在の微妙なアジア情勢について、総理の御認識とあわせてお伺ひしたいのであります。

また、これも関連して、日米防衛協力のための指針、いわゆるガイドラインの見直しについてお尋ね申し上げます。

ガイドライン見直し作業はこの秋をめどに行われていると承知しております。冷戦終結後の日米間での防衛協力のあり方を定める極めて重要な指針となるものと予想されておられ、特に日本周辺において深刻な事態が発生した場合、自衛隊の米軍に対する支援はどこまで認められるのかなど、集団的自衛権の問題や法整備を含む微妙な問題があります。

現在の見直し作業の進捗状況と決定時期、さらに日本側のこの作業に取り組む基本姿勢、その結論を国会との関連でどう扱うのか、どのような形で国会の議論の場に提示されるのか、お伺ひいたします。

次に、具体的なアジア情勢として、朝鮮半島に

北側が微妙な状況にあるという点は共通の認識であり、最悪の事態すら考慮に入れて対応に細心の注意を払う必要があると思ひます。東アジアにおける米軍勢力の維持の問題、沖縄の基地の問題にも大きな関連があり、もちろん我が自衛隊も無関係ではあり得ないわけであります。

そこで、この半島情勢の基本的な認識の問題として、現政権与党内の歴史認識、事実認識として、朝鮮半島の現状の原因となつたいわゆる朝鮮戦争について共通の認識があるかどうかをお伺ひしたいのであります。

すなわち、かつて大韓民国は軍事独裁政権、朝鮮民主主義人民共和国は民主国家であるとの説があり、朝鮮戦争は南側からの、アメリカ側の挑発に反発した戦争という認識を持つ人たちがいたことは事実だと思ひます。これは現在では、旧ソ連の秘密文書が公開されたこともあって、金日成將軍を中心とした北側からの、よく言えば民族統一戦争、悪く言えば南側への侵略戦争であったことは定説化しつつあります。この点は日本共産党の諸君も認めていると聞いております。

そこで、現在、閣外協力とはいへ、与党の一員である社民党の朝鮮戦争への認識を確認されておるでしょうか。この問題で社民党の責任者と話し合われたことがあるのか、もしあったとすれば社民党の認識はどうだったのか、総理にお伺ひいたします。

さらに、関連いたしましたして、中国の国防費の急増についてお伺ひいたします。

中国の国防費は、九七年度予算においても対前年度比一五・四％増と伝えられ、ついに九年連続で二けた台の伸びを記録しております。この伸びは、冷戦終結後の世界の記録で突出したものであるとともに、周辺諸国、特に東南アジア諸国の軍拡の原因の一つともなっており、地域の不安定要因になりかねないとの危惧の声が出ております。もちろん、高いインフレ率を割り引いて考え

る必要がありますが、国防費の内訳が不明であること、さらに公表された国防費には含まれないかなりの額が我が軍事費として計上すべきものに使われていると言われていること、ロシア等から新鋭装備を導入し着々と軍の近代化に努めていること、そういったことを考えますと、やはり懸念される状況にあると考えます。

政府はこのような中国の軍拡路線をどのように認識しておられるのでしょうか。そして、このような軍拡路線を修正するような働きかけをなさっておられるのかどうか、外務大臣にお伺ひいたします。

次に、中期防衛力整備計画の見直しについてお伺ひいたします。

三月十八日に総理が示した財政構造改革の指針において中期防の整備水準の見直し盛り込まれております。財政構造改革は喫緊の課題であり、歳出削減において聖域は認めないのは至極当然であると思ひます。ただ、その中で、中期防の見直しについてどのような方針で検討しておられるのか、また防衛力整備に対してどのような影響が出ると考えられるのか、防衛庁長官にお尋ねいたします。

その一方、現在は在日米軍の削減を求めることができないうような微妙なアジア情勢であると思ひますが、認めながら、日本の防衛力整備に関する中期防の達成をおくらせたり規模を縮小することが仮にできるとすれば、考え方として著しく整合性を欠くようにも思ひますが、総理の現時点での見解をお伺ひしたいと思ひます。

さて、本題の防衛庁設置法等の改正案についてお伺ひいたします。

本案の主要目的と言ふべきものは即応予備自衛官制度の導入であります。この制度は、冷戦終結後の国際情勢の変化に対応するとともに、自衛官の適齢人口の減少といった国内情勢にも対応するもので、当時の細川総理の諮問機関であった防衛問題懇談会の報告書に提言されて以来、一昨年の防衛計画の大綱に盛り込まれて、このたび導入せ

んとするものであります。

内容は、陸上自衛隊の自衛官の定数十八万人から編成定数十六万人に縮小し、その編成定数の内数として一万五千人の即応予備自衛官の勢力を整備しようとするものでありますから、定数削減と一体となったものと考えます。

ところで、現在、防衛費の四〇％以上は人件・糧食費が占めております。これが防衛費硬直化の原因となつておると同時に、ドル換算比較の性格上、諸外国から見て我が国の防衛力を実質以上に過大に見せかける要因ともなつております。

そこで、今回導入される即応予備自衛官制度が完成したとき、どのくらいの節減効果があるのか。イメージを明確にするために具体的に伺ふのですが、例えば平成九年度予算において、仮に陸上自衛隊の自衛官の定数が十六万人で、このうち一万五千人が即応予備自衛官だとすると、現状の防衛予算四兆九千四百四十億円の約二割に削減される計算になるのか、そしてそのときの人員・糧食費の割合はどのくらいになるのか、防衛庁長官にお伺いいたします。

さて、即応予備自衛官制度が定着するためには、応募する隊員諸君はもちろん、雇用する企業や国民の理解と協力が不可欠であると考えます。ただでさえ厳しい経済情勢の中で、即応予備自衛官は年間三十日も訓練で仕事から離れるわけでありまして、雇用する企業側としては大変であると思ひます。また、自衛官本人としても安んじて訓練に参加できる環境をつくらなければなりません。そういった意味で、年間五十一万円余の雇用企業給付金が支給されるということは重要な措置であると評価しております。

しかし、その額自体が妥当なものであるかどうか。将来的には一万五千人という勢力を恒常的に確保しなければならぬわけでありまして、それが可能なだけの十分な魅力を提供した額なのか、どのような根拠で算出されたものなのか、またむだ金にならないための対策はあるのか、防衛庁長官の見解をお伺いしたいと思います。

この問題のもう一つの側面は、旧帝国陸海軍時代から続く懸念である員数合わせへの反省がようやく形になったという点にあります。

関係者にとつては、いわば公然の秘密として、陸上自衛隊の十八万人体制と言ひながら、欠員があるのを常態として実質十六万人以下、それもかつては十八万人の定数分を集めようとして集まらなかったため実質員数を予算化したものが硬直化して、昨今では希望者がいたとしても予算上受け入れ不可能というまことに奇妙な事態が続いてきました。

これを事態に合わせることはまことに結構で、潜水艦建造計画を含め、ほかにもあるであろう員数合わせ志向の残る分野にも広げてほしいと思ふのですが、一方から見ればまさに実践的な組織に変更改されるわけで、昨年の情報関係、ことしの補給関係も含めそれはそれでよいことで、むしろ当然だとは思ふのですけれども、他方では、微妙なアジア情勢下からの要請、あるいはアメリカからの要請ではないかとの疑念も出て来ようと思ふのであります。

総理に、自衛隊実践化にかかわる極めて常識的なこうした疑念に対し、これを払拭する御答弁を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)
○国務大臣(橋本龍太郎君) 山崎議員にお答えを申し上げます。

まず、沖縄の負担軽減についてお尋ねがございました。

我が国の安全のために沖縄の方々が背負っていただいているその負担、これは、先般来の御審議でも繰り返して申し上げましたように、できる限り国民全体で分かち合うべきものであります。

政府は、沖縄の問題を引き続き国政の最重要課題として、SACOの最終報告を着実に実施しながら、施設・区域の整理・統合・縮小を推進し、沖縄の経済社会の振興に真剣に取り組んでまいりたいと考えております。本日も、産業界、労働側の両方にたその席上でも、私から産業界、労働側の両方に

対し、これからの沖縄の振興策についての御協力を心からお願ひいたしました。

沖縄県、また本土双方の関係者の本心に御理解と御協力をこの機会に心から願ひ次第であります。

次に、米軍施設・区域の本土移転につきまして、SACOの最終報告に、KC130の岩国への移駐、また県道一〇四号線実弾射撃訓練の本土への移転などの案件が含まれております。議員に御指摘をいただきましたような大規模のものにしていく以前のものとして、まずこのSACOの報告の着実な実施に全力を尽くすが、私は、一歩一歩確実に沖縄県の皆様の負担を軽減していく最善の方法であると考えております。

国会の御審議の合間を見て防衛庁長官に今、一〇四号線越え関係地域それぞれに足を運んで説得に当たってもらつておりますが、ぜひ国会の御協力をいただき、こうした一つ一つの積み重ねの中で将来を築いてまいりたいと考えております。次に、軍事力の評価についてのお尋ねがございました。

日米安全保障共同宣言に基づきまして、日米両国政府間では日米軍の兵力構成を含む軍事態勢について緊密な協議を継続してまいります。その際、当然のことではあります。変化する国際情勢の趨勢を見きわめながら、政府としても、我が国の安全と極東における国際の平和と安定、この日米安保条約の目的の達成に最も適した兵力構成につき協議してまいりたいと考えております。

当然ながら、政府としてもそれだけの準備は今日までもしてきたと考えております。

次に、現在のアジア情勢についての御質問がございました。

朝鮮半島を初めとしてアジア太平洋地域に依然としてさまざまな不安定要因が存在をしておりますこと、これはもう議員よく御承知のことでございます。そして、こうした状況の中におきまして米国の、このアジア太平洋地域全域にその米国のコミットメントを守るため約十万人の兵力を維持

するとの基本政策を有しております。日本政府としても、現在の情勢のもとにおいて在日米軍の削減を求めることは考えておりません。

次に、指針についてのお尋ねがございました。

これまでの日米の防衛協力を基礎として新しい時代におけるより効果的な防衛協力関係を構築することを目的とし、ことしの秋を以て作業を終了させるべく検討を進めております。この新しい指針、ガイドラインは、現行の指針同様国会の御承認の対象となるものではありませんが、国民の御理解を得ながら政府間の作業を進めてまいりました。五月中旬以降のしかるべき時点でそれまでの進捗状況及び検討内容を公表させていただきます。次にお伺ひしておりますが、当然のことながら国会においても御議論あろうかと考えております。次に、朝鮮戦争についての社民党の認識を確認したかという御質問がございました。

一九五〇年、すなわち昭和二十五年七月八日、日本社会党第二回中央委員会決定、朝鮮の事態に対する党の態度の第二項に、今次朝鮮動乱の直接の原因は、朝鮮人民共和国が武力に訴えて朝鮮統一を敢行せんとしたところにある、これはある意味では共産党の革命への戦略的展開でも見られる、という項がございます。そして、恐らくその朝鮮民主主義人民共和国が武力に訴えてということとは、議員がお述べになりましたような一般の常識と変わらないものではないでしょうか。その意味では私はいえ社民党にお尋ねを申し上げてはおりません。

それから、中期防についてのお尋ねがございました。

財政構造改革会議におきましては、すべての聖域を設けない中であらゆる経費を対象に議論を行う、そう申し上げてまいりました。そうした基本的考え方の上に立ちまして、防衛力整備につきましても、我が国の安全保障上の観点と経済財政事情等を勘案し、節度ある整備を行うことが必要で

あり、現下の国際情勢及び危機的な財政状況のもと、財政構造改革が喫緊の課題となっていること等を踏まえ、SACO関連事業を着実に実施するとともに、中期防衛力整備計画について現行計画における整備水準等の見直しにより縮減等を検討する、そのようにまとめております。現在、この会議の企画委員会での指針に沿って検討は行われると思ひます。

最後に、即応予備自衛官の導入についてのお尋ねがございました。

微妙なアジア情勢のもとでの要請、あるいはアメリカからの要請ではないかという疑問もあるというところでありますが、この即応予備自衛官制度は、国際情勢の変化等を踏まえ、防衛力の合理化、効率化、コンパクト化を進める、同時に、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図るといふ観点から、一昨年、政府として策定した防衛大綱において導入するとしてまいりました。御指摘のような懸念は私はないと思ひております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(國務大臣久間章生君登壇、拍手)

○國務大臣(久間章生君) 中期防についてのお尋ねですが、先ほど総理からも御答弁申し上げましたとおり、財政構造改革会議において、聖域を設けず、あらゆる経費を対象に議論が行われているところであります。御指摘の点につきましては、同会議の企画委員会における議論を踏まえつつ、防衛庁として我が国の安全保障上の観点と経済財政事情等を勘案し、今後真剣に検討を進めてまいりたいと思ひております。

防衛大綱に基づく新たな体制への移行に伴う経費の削減についてのお尋ねですが、防衛大綱においては、常備自衛官の定数を削減しつつ即応予備自衛官の導入を図ることとしたしております。これに伴う経費の全体の削減規模につきましては、階級別等の人員構成が特定できないこと等か

ら具体的に申し上げることは困難でございますが、一人当たりの経費で見れば、即応予備自衛官に要する経費は常備自衛官のそれよりも大幅に軽減されており、平時における効率的な人的勢力の保有を図るものとなっております。

即応予備自衛官雇用企業給付金についてのお尋ねでございますけれども、本給付金は、即応予備自衛官が所属企業等での勤務を要する日に訓練等に出席するために企業等が回収できないこととなる維持的な経費を、全国的な企業実績データをベースにモデル化して算定したものでありまして、その金額は、部外有識者の御意見も踏まえ、即応予備自衛官制度を円滑に運営していくとの観点から幅広く検討した結果であり、妥当かつ魅力的な額であると考えております。企業等にその趣旨をよく御理解いただきながら適切に支給してまいりたいと思ひております。(拍手)

(國務大臣池田行彦君登壇、拍手)

○國務大臣(池田行彦君) 山崎議員の私への御質問のうち、軍事力の評価については総理から御答弁があったところでありますが、米側との協議に際しましては、先方から詳細な説明を聴取するとともに、当方といたしましては、さまざまな角度からの分析評価を行い、最も適切であると考えられる兵力構成を見きわめるように努力してまいりたいと思ひます。

次に、中国の軍事力につきましては、現在、量から質への転換を行っていると思われまふけれども、中国が経済建設を当面の最重要課題としていると、こういうこともございまして、その軍事力の近代化は漸進的に進むものと見ております。

また、我が国といたしましては、中国側に対して、安全保障に関する多国間や二国間の対話を通じまして、従来から透明性を高めるように働きかけておりまして、三月に東京で行いました日中安保対話におきまして、透明性を一層向上させるように強く要望したところであります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長上山人君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(上山人君登壇、拍手)

○上山人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、産業廃棄物の最終処分場の確保の困難化、廃棄物の処理に対する住民の不安の高まり、不法投棄件数の増加等の廃棄物の処理をめぐむる状況にかんがみ、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理施設の設置の許可の要件及び手続の明確化、産業廃棄物管理票制度の適用範囲の拡大、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度の新設、産業廃棄物の不法投棄に関する罰則の強化等の措置を講じようとするものでございます。

委員会におきましては、循環型社会構築に向けての取り組み、不法投棄に伴う原状回復のあり方、そしてダイオキシン排出の現状と対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願ひます。

質疑を終わり、本法律案に対し平成会を代表して木暮理事より、法律の見直し規定を追加する修正案が提出されました。

採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案件に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

議員
田村 公平君 栗原 君子君
小山 峰男君 魚住 裕一郎君
渡辺 孝男君 末広 真樹子君
山口 哲夫君 釘宮 馨君
福本 潤一君 大森 礼子君
椎名 素夫君 西川 玲子君
山本 保君 加藤 修一君
江本 孟紀君 益田 洋介君
平田 健二君 林 久美子君
和田 洋子君 鈴木 正孝君
菅川 健二君 市川 一朗君
水島 裕君 岩瀬 良三君
小林 元君 石田 美栄君
山崎 順子君 都築 謙君
荒木 清寛君 浜四 津敏子君
直嶋 正行君 寺澤 芳男君
統 訓弘君 武田 節子君
長谷川 清君 牛嶋 正君
泉 信也君 白浜 一良君

平成九年四月二十一日 参議院會議録第二十号 議長の報告事項

勝木 健司君	猪熊 重二君
星野 朋市君	木暮 山人君
広中和歌子君	片上 公人君
及川 順郎君	石井 一二君
鶴岡 洋君	永野 茂門君
長谷川道郎君	芦尾 長司君
水野 誠一君	上吉原一天君
大野つや子君	奥村 展三君
岩永 浩美君	依田 智治君
山崎 力君	高野 博郎君
阿曾田 直君	鈴木 政二君
田浦 清君	武見 敬三君
海野 義孝君	戸田 邦司君
高橋 令則君	今泉 昭君
小山 孝雄君	北岡 秀二君
亀谷 博昭君	釜本 邦茂君
風間 昶君	横尾 和伸君
山下 栄一君	平野 貞夫君
二木 秀夫君	鴻池 祥肇君
石渡 清元君	鎌田 要人君
寺崎 昭久君	木庭健太郎君
足立 良平君	田村 秀昭君
松浦 孝治君	野沢 太三君
鈴木 貞敏君	平井 卓志君
林 寛子君	大久保直彦君
世耕 政隆君	林田悠紀夫君
西田 吉宏君	服部三男雄君
上野 公成君	岡 利定君
山本 一太君	三浦 一水君
松村 龍二君	保坂 三蔵君
平田 耕一君	林 芳正君
塩崎 恭久君	吉村剛太郎君
溝手 顕正君	加藤 紀文君
谷川 秀善君	狩野 安君
関根 則之君	尾辻 秀久君
矢野 哲朗君	松谷蒼一郎君
佐藤 静雄君	南野知恵子君
鹿熊 安正君	陣内 孝雄君
斎藤 文夫君	中曾根弘文君

石川 弘君	須藤良太郎君
清水嘉与子君	吉川 芳男君
竹山 裕君	青木 幹雄君
下福葉耕吉君	上杉 光弘君
宮崎 秀樹君	久世 公義君
倉掛 哲男君	倉田 寛之君
遠藤 要君	大木 浩君
村上 正邦君	坂野 重信君
井上 吉夫君	岩崎 純三君
笠原 潤一君	照屋 寛徳君
大脇 雅子君	上山 和人君
畑 恵君	馳 浩君
日下部模代子君	谷本 巍君
中島 真人君	中原 爽君
長峯 基君	橋本 聖子君
大淵 絹子君	測上 貞雄君
金田 勝年君	景山俊太郎君
海老原義彦君	岩井 國臣君
阿部 正俊君	榑崎 泰昌君
鈴木 栄治君	清水 澄子君
成瀬 守重君	大島 慶久君
坪井 一字君	真島 一男君
清水 達雄君	梶原 敬義君
小野 清子君	志村 哲良君
木宮 和彦君	浦田 勝君
石井 道子君	守住 有信君
青木 新次君	宮澤 弘君
井上 孝君	板垣 正君
松浦 功君	岡野 裕君
大河原太一郎君	岡部 三郎君
田沢 智治君	国井 正幸君
小川 勝也君	西川 深君
山下 芳生君	朝日 俊弘君
峰崎 直樹君	中尾 則幸君
笠井 亮君	前川 忠夫君
今井 澄君	川橋 幸子君
山田 俊昭君	阿部 幸代君
及川 一夫君	山本 正和君
菅野 茂君	薬科 満治君

一井 淳治君	西山登紀子君
須藤美也子君	三重野栄子君
千葉 景子君	竹村 泰子君
本岡 昭次君	緒方 靖夫君
筆坂 秀世君	吉川 春子君
村沢 牧君	鈴木 和美君
笹野 貞子君	伊藤 基隆君
有働 正治君	橋本 敦君
吉岡 吉典君	田 英夫君
赤桐 操君	瀬谷 英行君
菅野 久光君	松前 達郎君
立木 洋君	上田耕一郎君

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
外務大臣 池田 行彦君
厚生大臣 小泉純一郎君
国務大臣 (防衛庁長官) 久間 章生君
防衛庁長官官房 長 江間 清二君

議長の報告事項
去る十七日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政委員
厚生委員
農林水産委員
商工委員

岩井 國臣君	補欠 平田 耕一君
橋本 聖子君	補欠 岩永 浩美君
朝日 俊弘君	補欠 今井 澄君
大脇 雅子君	補欠 菅野 壽君
今井 澄君	補欠 朝日 俊弘君
菅野 壽君	補欠 大脇 雅子君
岩永 浩美君	補欠 橋本 聖子君
平田 耕一君	補欠 岩井 國臣君

労働委員
辞任 西田 吉宏君 補欠 橋本 聖子君
国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの
菅野 壽君 大脇 雅子君
建設委員
辞任 岩永 浩美君 補欠 橋本 聖子君
平田 耕一君 岩井 國臣君
予算委員
辞任 加藤 紀文君 補欠 亀谷 博昭君
杏掛 哲男君 平田 耕一君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員
辞任 菅野 茂君 補欠 竹村 泰子君
日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関
する特別委員
辞任 風間 昶君 補欠 荒木 清寛君
同日委員会において選任した理事は次のとおりで
ある。
日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関
する特別委員会
理事 荒木 清寛君 (風間昶君の補欠)
同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案
(閣法第二十七号)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を
図るために平成九年度において緊急に講ずべき
特別措置に関する法律案(閣法第二十六号)
千九百六十三年五月二十一日に地中海漁業一般
理事会の第一回特別会合(同年五月二十一日及

平成九年四月二十一日 参議院會議録第二十号

議長の報告事項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

び二十一日にローマで開催)において及び千九百七十六年七月一日に同理事会の第十三回会合(同年六月二十八日から七月二日までローマで開催)において改正された地中海漁業一般理事會協定の締結について承認を求めるの件(閣案第四号)

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(閣法第七三三号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出)(衆第一八号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百八十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、国会において承認すること議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百八十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律

去る十八日議員から次の議案が提出された。

臓器の移植に関する法律案(猪熊重二君外四名発議)(参第三三三)

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく平成八年度漁業の動向に関する年次報告及び平成九年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日

官職名 官職名

外務大臣 官職名

官房長 官職名

移住部長 官職名

事務代理 官職名

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

外務大臣官房領事移住部長 齋藤 正樹君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房領事移住部長齋藤正樹君(同日議長承認)を、第四百四十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

審査報告書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年四月十七日

参議院議長 齋藤 十朗殿

厚生委員長 上山 和人

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、産業廃棄物の最終処分場の確保の困難化、廃棄物の処理に対する住民の不安の高まり、不法投棄の件数の増加等の産業廃棄物の処理をめぐむ状況にかんがみ、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、産業廃棄物の再生利用について許可に代わる認定制度の新設、産業廃棄物処理施設の設置の許可の要件及び手続の明確化、最終処分場の維持管理積立金制度の新設、産業廃棄物管理票制度の適用範囲の拡大、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度の新設、産業廃棄物の不法投棄に関する罰則の強化等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、循環型経済社会の実現に向けて、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進を含めた総合的な産業廃棄物対策を一層充実すること。

二、産業廃棄物に係る排出事業者責任の一層の強化について検討すること。

また、マニフェスト制度の電子化を推進し、産業廃棄物の流れに即した実態の把握に一層努めるとともに、情報処理センターの活用等情報提供の在り方について検討を行うこと。

三、産業廃棄物の有害性に対する知見を深め、ミニ処分場問題の解決や安定型処分場の見直し等基準の見直しを図るとともに、処分場の管理を徹底し、周辺住民に対しては情報の閲覧制度を徹底すること。

四、大都市圏等における地域内処理の推進を図るとともに、産業廃棄物が排出から処分まで広域にわたることにかんがみ、国及び地方自治体、地方自治体相互間の連携などにより不法投棄の防止対策を効果あるものとするよう、対策を強化すること。また、産業廃棄物処理センターの指定の促進を図ること。

五、都道府県等の産業廃棄物処理に関する指導、監督が十分行われるよう行政執行体制の強化、充実を図ること。

六、ダイオキシン類による人の健康や食品への影響などの実態を調査し、公表すること。また、ダイオキシンに係る環境基準の設定並びに排出抑制策を早急に講ずること。特に主な排出源となる産業廃棄物焼却施設の改善を速やかに行うこと。さらに施設の改善に当たっては、国庫補助等に特段の配慮をすること。

七、水道水源地域における最終処分場等の産業廃棄物処理施設の在り方については、飲料水の安全性を確保する観点から、必要な措置について検討を行うこと。

右決議する。

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成九年三月二十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条の四の四」を「第十五条の四の五」に改める。

第二条第四項第二号中「第十五条の四の二」を「第十五条の四の二」に改める。

第三条第一項において「航行廃棄物」を「第十五条の四の二」に改める。

第四条第二項において「航行廃棄物」を「第十五条の四の二」に改める。

第五条第二項において「航行廃棄物」を「第十五条の四の二」に改める。

第六条第二項において「航行廃棄物」を「第十五条の四の二」に改める。

第七条第三項第四号ハ中「処分」の下に「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十一条第七項を除く」の規定を加え、「以上」を削り、同号ニ中「者」の下に「当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日

前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であつた者)を問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。」を加える。

第七条の三の次に次の一条を加える。

(名義貸しの禁止)

第七条の四 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分

を業として行わせてはならない。

第九条の五の次に次の一条を加える。

(再生利用に係る特例)

第九条の五の二 厚生省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、厚生省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、厚生大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして厚生省令で定める基準に適合すること。

二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が厚生省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が厚生省令で定める基準に適合すること。

四 厚生大臣は、前項の認定の申請に係る再生利用が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとす

る。

五 第一項の認定を受けた者は、第七条第一項若しくは第四項又は第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができ

る。

六 第一項の認定を受けた者は、第七条第九項、第十一項及び第十二項並びに第十九条の三の規定の適用については一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者と、第十八条第一項の規定の適用については一般廃棄物処理施設設置者とみなす。

平成九年四月二十一日 参議院会議録第二十号

を業として行わせてはならない。

第九条の五の次に次の一条を加える。

(再生利用に係る特例)

第九条の五の二 厚生省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、厚生省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、厚生大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして厚生省令で定める基準に適合すること。

二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が厚生省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が厚生省令で定める基準に適合すること。

四 厚生大臣は、前項の認定の申請に係る再生利用が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとす

る。

五 第一項の認定を受けた者は、第七条第一項若しくは第四項又は第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができ

る。

六 第一項の認定を受けた者は、第七条第九項、第十一項及び第十二項並びに第十九条の三の規定の適用については一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者と、第十八条第一項の規定の適用については一般廃棄物処理施設設置者とみなす。

七 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者その他厚生省令で定める者以外の者は、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託してはならない。

八 第十四条の三の次に次の一条を加える。

(名義貸しの禁止)

第十四条の三の二 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

九 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者その他厚生省令で定める者以外の者は、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託してはならない。

十 第十四条の六の次に次の一条を加える。

(名義貸しの禁止)

第十四条の七 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わ

せてはならない。

第十三章第十五条の四の四を第十五条の四の五とし、第十五条の四の三を第十五条の四の四とし、第十五条の四の二を第十五条の四の三とし、第十五条の四の次に次の一条を加える。

(再生利用に係る特例)

第十五条の四の二 厚生省令で定める産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、厚生省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、厚生大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして厚生省令で定める基準に適合すること。

二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が厚生省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が厚生省令で定める基準に適合すること。

四 第九条の五の二第二項の規定は前項の認定について、同条第三項及び第四項の規定は前項の認定を受けた者について、同条第五項及び第六項の規定は前項の認定について準用する。この場合において、同条第三項中「第七

条第一項若しくは第四項又は第八条第一項」とあるのは「第十四条第一項若しくは第四項又は第十五条第一項」と、「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」

とあるのは「産業廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」

とあるのは「産業廃棄物処理施設」

とあるのは「産業廃棄物処理施設」

とあるのは「産業廃棄物処理施設」

とあるのは「産業廃棄物処理施設」

とあるのは「産業廃棄物処理施設」

とあるのは「産業廃棄物処理施設」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

と、同条第四項中「第七條第九項、第十一項及び第十二項」とあるのは「第十四條第八項、第九項及び第十一項」と、「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者」と、「一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物処分業者」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第十五條の四の二第一項」と読み替へるものとする。

第十九條の四中「第十四條第九項又は第十四條の四第九項」を「第十四條第十項又は第十四條の四第十項」に改める。

第二十三條の二を第二十三條の三とし、第二十三條の次に次の一を加える。

(情報交換の促進等)

第二十三條の二 国は、この法律の規定により都道府県知事が行う産業廃棄物に係る事務が円滑に実施されるように、国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じて必要な措置を講ずることに努めるものとする。

第二十四條の二中「第十五條の四の四第一項」を「第十五條の四の五第一項」に、「第十五條の四の二第一項」を「第十五條の四の三第一項」に改める。

第二十五條中「三百万円」を「千万円」に改め、第三號の次に次の一を加える。

三の二 第七條の四、第十四條の三の二又は第十四條の七の規定に違反して、他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた者

第二十五條に次の一を加える。
六 第十六條の規定に違反して、産業廃棄物を捨てた者

第二十六條中「百万円」を「三百万円」に改め、

同条第一号中「第十四條第九項又は第十四條の四第九項」を「第十四條第十項又は第十四條の四第十項」に改め、同条第二号の次に次の一を加える。

二の二 第十四條第九項又は第十四條の四第九項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を受託した者

第二十六條第三号中「第十五條の四の二第一項」を「第十五條の四の三第一項」に改め、同条第四号中「第十五條の四の二第四項」を「第十五條の四の三第四項」に改め、同条第五号中「特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物その他政令で定める産業廃棄物」を「一般廃棄物」に改める。

第二十七條を次のように改める。

第二十七條 第八條第四項(第九條第二項において準用する場合を含む。又は第十五條第四項(第十五條の二第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八條中「第十五條の四の四第一項」を「第十五條の四の五第一項」に改める。

第二十九條第一号中「第十四條第十項及び第十四條の四第十項」を「第十四條第十一項及び第十四條の四第十一項」に改める。

第三十條中「第二十五條から前条まで」を「次の各号に掲げる規定に、又は人に対して、」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二十五條第六号 一億円以下の罰金刑
二 第二十五條第六号を除く。から前条まで 各本条の罰金刑
第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 一般廃棄物(第六條、第九條の六)を第三章 産業廃棄物(第十條、第十五條の四の五)」を

条第六條の三
条第七條の四
条第九條の五
に係る特例(第九條の五の二)の六

条第十三條
産業廃棄物適正処理推進センター
推進センター(第十三條の十一)第十三條の十六
業(第十四條の四、第十四條の七)
業(第十五條の四)
輸出(第十五條の四の二)第十五條の四の五

第二条に次の一項を加える。
6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三條の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。と、第十二條の三第一項に規定する事業者、同条第二項に規定する運搬受託者及び同条第三項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
第二章中第六條の前に次の節名を付する。

第一節 一般廃棄物の処理
第六條の二第一項中「第七條の三」の下に「第十三條の十一第一項」を加え、「第十五條の三第二項」を削る。
第六條の三の次に次の節名を付する。

第一節 一般廃棄物処理業
第七條の四の次に次の節名を付する。
第三節 一般廃棄物処理施設
第八條第一項中「厚生省令で定めるところにより」を削り、同条第二項から第五項までを次のように改める。
2 前項の許可を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
三 一般廃棄物処理施設の種類
四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

第二章 一般廃棄物
第一節 一般廃棄物の処理(第六條、第九條の六)
第二節 一般廃棄物の再資源利用(第九條の七)
第三章 産業廃棄物
第一節 産業廃棄物の処理(第十條、第十五條の四の五)
第二節 産業廃棄物の再資源利用(第十五條の六)
第四節 産業廃棄物の輸出入及び利用(第十五條の七)
第五節 産業廃棄物の再生利用(第十五條の八)
第六節 産業廃棄物の輸出入及び利用(第十五條の九)
第七節 産業廃棄物の輸出入及び利用(第十五條の十)

に改める。

五 一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

六 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

七 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

八 一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画

九 その他厚生省令で定める事項

3 前項の申請書には、厚生省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

4 都道府県知事は、一般廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る)について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該一般廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。

6 前項の規定による告示があつたときは、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日まで、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見を提出することができる。

第八条の次に次の五条を加える。

(許可の基準等)

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る一般廃棄物処理施設が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その設置に関する計画が厚生省令(一般廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準に適合していること。

二 その設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可(同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る)をする場合においては、あらかじめ、前項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し厚生省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

3 前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

4 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(一般廃棄物処理施設の維持管理)

第八条の三 第八条第一項の許可を受けた者は、厚生省令(一般廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

第八条の四 第八条第一項の許可(同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る)を受けた者は、厚生省令で定めるところにより、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関し厚生省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設(当該一般廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

ばならない。

(記録及び閲覧)

第八条の五 特定一般廃棄物最終処分場(一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場であつて、厚生省令で定めるものをいう。以下同じ)については、第八条第一項の許可を受けた者(以下「特定一般廃棄物最終処分場の設置者」という)は、当該特定一般廃棄物最終処分場の設置に係る埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年度、特定一般廃棄物最終処分場ごとに、都道府県知事が第四項の規定により通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てなければならない。

2 維持管理積立金の積立ては、厚生省令で定めるところにより、環境事業団にしなければならない。

3 維持管理積立金は、環境事業団が管理する。

4 維持管理積立金の額は、当該特定一般廃棄物最終処分場の維持管理に必要な費用の額及び当該特定一般廃棄物最終処分場の埋立期間を基礎とし、厚生省令で定める算定基準に従い、都道府県知事が算定して通知する額とする。

5 環境事業団は、厚生省令で定めるところにより、維持管理積立金に利息を付さなければならない。

6 特定一般廃棄物最終処分場の設置者は、維持管理積立金の積立てをしている特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合その他厚生省令で定める場合には、厚生省令で定めるところにより、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができる。

7 第九条の五第一項又は第二項の規定により第八条第一項の許可を受けた者について地位の承継があつたときは、当該許可を受けた者が積み立てた維持管理積立金は、当該許可を受けた者の地位を承継した者が積み立てたものとみなす。

8 前各項に定めるもののほか、維持管理積立金の積立て及び取戻しに関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(環境事業団の業務の特例)

第八条の六 環境事業団は、環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号。次項において「事業団法」という)第十八条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 前条第三項(第十五条の二の三)において準用する場合を含む。の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により環境事業団の業務が行われる場合には、事業団法第十八条第一項第四号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という)」、「同法」とあるのは「廃棄物処理法」と、事業団法第二十四条の二中「整理しなければならない」とあるのは「整理し、廃棄物処理法第八条の六第一項に規定する業務

に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない」と、事業団法第三十一条第二項、第三十二条第一項及び第三十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律及び廃棄物処理法」と、同項第五号中「もの」とあるのは「もの並びに廃棄物処理法第八條の六第一項に規定する業務」と、事業団法第三十八條第三号中「第十八條」とあるのは「第十八條及び廃棄物処理法第八條の六第一項」とする。

第九條第一項中「前条第一項を」第八條第一項に、「一般廃棄物処理施設の構造又は規模を」同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項に改め、「するときは」の下に、「厚生省令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「前条第二項及び第三項を」第八條第三項から第六項まで及び第八條の二第一項から第三項までに改め、同条第三項中「前条第一項を」第八條第一項に改め、「者は、」の下に「第一項ただし書の厚生省令で定める軽微な変更をしたとき、若しくは同条第二項第一号に掲げる事項その他厚生省令で定める事項に変更があつたとき、又はを、」に係る一般廃棄物処理施設の下に「一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。」を加え、「廃止し、若しくは休止し、又はを」廃止したとき、若しくは一般廃棄物処理施設を休止し、若しくはに改め、同条第四項中「前条第一項を」第八條第一項に改め、同条に次の一項を加える。

5 第八條第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合においては、厚生省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が総理府令、厚生省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。

を「第八條の二第二項第一号若しくは第八條の三に改め、「基準」の下に「又は当該許可に係る第八條第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)」を、」の下に、「第八條第一項の許可を受けた者が第八條の二第三項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき、又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者が第八條の五第一項の規定による積立てをしななければならない場合においてその積立てをしていないとき」を加え、「同条第一項を」第八條第一項に改める。

第九條の三第一項中「し、又はその構造若しくは規模の変更(厚生省令で定める軽微な変更を除く。を)を削り、」と「ところにより」の下に「第八條第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて」を加え、同条第六項中「及び第四項の」を「から第五項までの」に、「及び第四項の許可」を「中第一項ただし書」とあるのは「第九條の三第七項」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と、同条第四項及び第五項中「当該許可」に、「届出」を「当該届出」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第八條第二項第一号又は第五項を」第八條の二第二項第一号若しくは第八條の三に改め、「基準」の下に「又は当該届出に係る第一項に規定する第八條第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの)」を加え、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第八條第五項を」第八條の三に改め、「基準」の下に「及び当該届出に係る同項に規定する第八條第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する事項を記載した書類に記載した維持管理に關

する計画(当該計画について第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの)」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の三項を加える。

6 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設(第八條第四項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。)の管理者は、厚生省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設の維持管理に關し厚生省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設(当該一般廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該維持管理に關し生活環境の保全上利害關係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

7 第一項の規定による届出をした市町村は、当該届出に係る第八條第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更(厚生省令で定める軽微な変更を除く。を)しようとするときは、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

8 第二項及び第三項の規定は前項の規定による届出について、第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する。この場合において、第二項中「前項の」とあるのは「第七項の」と、「同項」とあるのは「前項」と、第三項中「第一項」とあるのは「第七項の」と、第四項中「第一項」とあるのは「第七項の」と、「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八條第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替へるものとする。

第九條の三第三項中「し、又はその構造若しくは規模の変更を」削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項に、「第

八條第二項第一号を」第八條の二第二項第一号に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による届出をしようとする市町村の長は、同項に規定する第八條第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に關し利害關係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする。

第九條の五の次に次の節名を付する。

第四節 一般廃棄物の再生利用に係る特例

第九條の五の二の見出しを削り、同条の次に次の節名を付する。

第五節 一般廃棄物の輸出

第九條の六の見出しを削る。

第三章中第十條の前に次の節名を付する。

第一節 産業廃棄物の処理

第十二條の三の見出しを「産業廃棄物管理票」に改め、同条第一項中「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」と、「特別管理産業廃棄物の」を「産業廃棄物の」に改め、「委託する場合の下に(厚生省令で定める場合を除く。を)を加え、「特別管理産業廃棄物管理票」を「産業廃棄物管理票」に改め、同条第二項及び第三項中「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 管理票交付者は、前二項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該

送付を受けた日から厚生省令で定める期間保存しなければならない。

第十二条の四中「前条第一項を」第十二条の第三項に、「第五項までを」第六項まで又は前条第一項、第二項、第四項及び第八項に、「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改め、同条を第十二条の五とする。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

第十二条の四 前条第一項に規定する事業者

(その使用に係る入出力装置が第十三条の二第一項に規定する情報処理センター(以下この条において単に「情報処理センター」という。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において「電子情報処理組織使用事業者」という。)

は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合(前条第一項に規定する厚生省令で定める場合を除く。)において、運搬受託者及び処分受託者(その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において同じ。)から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分を終了した旨を報告することを求め、かつ、厚生省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他厚生省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、前条第一項の規定にかかわらず、管理票を交付すること

を要しない。

2 運搬受託者又は処分受託者は、前項の規定により電子情報処理組織使用事業者から報告することを求められた場合において、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を終了したときは、前条第二項及び第三項の規定にか

かわらず、厚生省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、厚生省令で定める期間内に、情報処理センターにその旨を報告しなければならない。

3 情報処理センターは、前項の規定による報告を受けたときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託した電子情報処理組織使用事業者、運搬受託者又は処分受託者が当該運搬又は処分を終了した旨を通知するものとする。

4 電子情報処理組織使用事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該通知により確認しなければならない。

5 情報処理センターは、第一項の規定による登録及び第二項の規定による報告に係る情報をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、これを当該報告を受けた日から厚生省令で定める期間保存しなければならない。

6 情報処理センターは、厚生省令で定めるところにより、第一項の規定による登録及び第二項の規定による報告に関する事項を都道府県知事に報告しなければならない。

7 情報処理センターは、第一項の規定による登録について厚生省令で定める期間内に第二項の規定による報告を受けなければならないときは、電子情報処理組織を使用し、遅滞なく、その旨を当該登録をした電子情報処理組織使用事業者に通知しなければならない。

8 電子情報処理組織使用事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、厚生省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、電子情報処理

組織に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第十三条の次に次の一節及び節名を加える。

第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター

第一款 情報処理センター

(指定)

第十三条の二 厚生大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、情報処理センターとして指定することができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 情報処理センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

4 厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第十三条の三 情報処理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第十二条の四第一項の規定による登録、同条第二項の規定による報告並びに同条第三項及び第七項の規定による通知に係る事務(次号において「登録報告事務」という。)を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

二 登録報告事務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

三 第十二条の四第五項の規定による記録及び保存並びに同条第六項の規定による報告を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務規程)

第十三条の四 情報処理センターは、前条各号に掲げる業務(以下「情報処理業務」という。)を行うときは、その開始前に、情報処理業務の実施方法、利用料金に関する事項その他の厚生省令で定める事項について情報処理業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生大臣は、前項の認可をした業務規程が情報処理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第十三条の五 情報処理センターは、毎事業年度、厚生省令で定めるところにより、情報処理業務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 情報処理センターは、厚生省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、情報処理業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第十三条の六 情報処理センターは、厚生大臣の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(秘密保持義務)

第十三条の七 情報処理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報処

理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿)

第十三条の八 情報処理センターは、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え、情報処理業務に関し厚生省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十三条の九 厚生大臣は、情報処理業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、情報処理センターの事務所に立ち入り、情報処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第十三条の十 厚生大臣は、この款の規定を施行するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十三条の十一 厚生大臣は、情報処理センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条の二第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

- 一 情報処理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 三 この款の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき、又は第

十三条の四第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行ったとき。

2 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第二款 産業廃棄物適正処理推進センター

(指定)

第十三条の十二 厚生大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物適正処理推進センター(以下「適正処理推進センター」という。)として指定することができる。

(業務)

第十三条の十三 適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 事業者に対し、産業廃棄物の処理の方法及び体制の点検又は改善のために必要な助言又は指導を行うこと。
- 二 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者等に関する情報を収集し、事業者に対し提供すること。
- 三 産業廃棄物の適正な処理に関し、事業者及びその従業員に対して研修を行うこと。
- 四 産業廃棄物の適正な処理の確保に資する啓発活動及び広報活動を行うこと。
- 五 産業廃棄物が不適正に処分された場合において、第十九条の五第一項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の充てんその他の協力を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(産業廃棄物処理業の許可等の特例)
第十三条の十四 適正処理推進センター又はその委託を受けた者は、第十九条の六の規定による協力の求めに応じ、産業廃棄物の撤去等を行うときは、第十四条第一項若しくは第四項又は第十四条の四第一項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、当該撤去等に必要なる行為を業として実施することができる。

2 適正処理推進センターは、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(基金)
第十三条の十五 適正処理推進センターは、第十三条の十三各号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てることを条件として事業者等から出せられた金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

2 厚生大臣は、前項に規定する基金への出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

(準用)

第十三条の十六 第十三条の二第二項から第四項まで、第十三条の五、第十三条の十及び第十三条の十一の規定は、適正処理推進センターについて準用する。この場合において、第十三条の五、第十三条の十及び第十三条の十一第一項第一号中「情報処理業務」とあるのは、「第十三条の十三各号に掲げる業務」と、同項第三号中「若しくは当該」とあるのは、「又は当該」と、「違反したとき、又は第十三条の四第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行ったとき」とあるのは、「違反したとき」と読み替へるものとする。

第十三条の十七 産業廃棄物処理業
第十四条の三の二の次に次の節名を付する。
第四節 特別管理産業廃棄物処理業

第十四条の七の次に次の節名を付する。
第五節 産業廃棄物処理施設

第十五条第一項中、「厚生省令で定めるところにより」を削り、同条第二項から第五項までを次のように改める。

2 前項の許可を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三 産業廃棄物処理施設の種類の

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

五 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分用の用に供される場所の面積及び埋立容量)

六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画

九 その他厚生省令で定める事項

3 前項の申請書には、厚生省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。

6 第四項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日まで、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見を提出することができる。

第十五条の二 第二項中「産業廃棄物処理施設の構造又は規模を許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」に改め、「するときはの下に、厚生省令で定めるところによりを加え、同条第二項中「前条第二項及び第三項を第十五条第三項から第六項まで及び第十五条の二第一項から第三項まで」に改め、同条第三項前段中「及び第四項を」から第五項まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第三項中「第一項ただし書」であるのは「第十五条の二の四第一項ただし書」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第十五条第二項第一号」と、「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第四項及び第五項中当該許可に係る一般廃棄物処理施設とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と読み替へるものとする。

第十五条の二を第十五条の二の四とし、第十五条の次に次の三条を加える。

(許可の基準等)

第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その設置に関する計画が厚生省令(産業廃棄物の最終処分場)については、総理府令(厚生省令)で定める技術上の基準に適合していること。

二 その設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可(同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る)をする場合においては、あらかじめ、前項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し厚生省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

3 前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

4 前条第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という)は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(産業廃棄物処理施設の維持管理)

第十五条の二の二 産業廃棄物処理施設の設置者は、厚生省令(産業廃棄物の最終処分場)については、総理府令(厚生省令)で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第十五条の二の四第一項の許可を受けたとき

は、変更後のもの)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

(準用)

第十五条の二の三 第八条の四の規定は産業廃棄物処理施設の設置者(第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第一項の許可を受けたものに限る)について、第八条の五の規定は産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて厚生省令で定めるものについて同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第八条の四中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあり、及び「当該一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、第八条の五第一項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、「一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場」とあるのは「産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第四項及び第六項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、同条第七項中「第九条の五第一項又は第二項」とあるのは「第十五条の四において準用する第九条の五第一項又は第二項」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と読み替へるものとする。

第十五条の三 同条第二項第一号又は第五項を「第十五条の二第一項第一号若しくは第十五条の二の二に改め、基準の下に」又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画については前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)を、「とき」の下に、産業廃棄物処理施設の設置者が第十五条の二第三項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき、又は第十五条の二の三前段に規定する産業廃棄物処理

施設である産業廃棄物の最終処分場について第十五条第一項の許可を受けた者が第十五条の二の三において準用する第八条の五第一項の規定による積立てをしなければならない場合においてその積立てをしていないときを加え、「同条第一項を」第十五条第一項に改める。

第十五条の四の次に次の節名を付する。

第六節 産業廃棄物の再生利用に係る特例

第十五条の四の二の見出しを削り、同条の次に次の節名を付する。

第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出

第十五条の四の五第二項中「第十二条の第三項」の下に「及び第十二条の四第一項」を加え、「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改める。

第十五条の五第一項中「(明治二十九年法律第八十九号)を削る。

第十八条第一項中「又は一般廃棄物処理施設の」を、「一般廃棄物処理施設の」に改め、「産業廃棄物処理施設の設置者」の下に「又は情報処理センター」を加える。

第十九条の四中「は、当該処分を委託した者及び当該処分を行つた者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をした者が第十二条の第三項の規定に違反して、管理票を交付せず、若しくは虚偽の管理票を交付し、又は第十二条の四第一項の規定による登録に関し虚偽の登録をしたときは、これらの登録を」に改め、「含む」の下に、次条において「処分者等」というを、「措置の下に(以下「支障の除去等の措置」という)を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による命令をするときは、厚生省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

第十九条の五第一項中「第九条の三第六項及び第十五条の二第三項を」第九条の三第十項及び第十五条の二の四第三項に改め、同条を第

十九条の七とし、第十九条の四の次に次の二条を加える。

(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)

第十九条の五 前条第一項各号に掲げる場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、同項各号に定める者は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 前条第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないとき。

二 前条第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。

2 前条第一項各号に定める者は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、厚生省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。

3 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

(適正処理推進センターの協力)
第十九条の六 都道府県知事は、前条第一項の

規定により生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講じようとするときは、適正処理推進センターに対し、厚生省令で定めるところにより、当該支障の除去等の措置の実施に協力することを求めることができる。

虚偽の登録をした者
第二十九条第四号中「第十五条の十三第一項又は「を削り」、「による報告」の下に「(情報処理センターに係るものを除く。以下この号において同じ)」を加え、同条第五号中「第十五条の十三第一項の規定による検査又は「を削り」、「若しくは第二項」を「又は第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十五条第三号中「第十九条の四」を「第十九条の四第一項」に改め、同条第五号中「第十五条の二第一項」を「第十五条の二の四第一項」に、「一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の構造又は規模」を「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項又は第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」に改める。

一 第十三条の六の許可を受けずに、情報処理業務の全部を廃止したとき。
二 第十三条の八の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第十三条の八の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。
三 第十三条の九第一項、第十五条の十三第一項又は第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
四 第十三条の九第一項又は第十五条の十三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第二十六条の次に次の一条を加える。
第二十六条の二 第十三条の七の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二の二 第八条の四(第十五条の二の三において準用する場合を含む。)の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者
第二十九条第三号の次に次の一号を加える。
三の二 第十二条の三第一項(第十五条の四の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による管理票に虚偽の記載をして交付し、又は第十二条の四第一項(第十五条の四の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録をする場合において

一 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。並びに附則第三条から第五条まで及び第十一條の規定並びに附則第十二条中厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)第六条第二十七号の二の改正規定(「基づき」の下に「廃棄物の再生利用に係る認定を行い」を加える部分を除く。)) 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
二 第二条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の三及び第十二条の四の改正規定、同条を同法第十二条の五とする改正規定、同法第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十三条の次に一節及び節名を加える改正規定(同法第三章第二節第一款(第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を除く。))に係る部分に限る。)、同法第十五条の四の五第二項及び第十八条第一項の改正規定、同法第十九条の四の改正規定(「は、当該処分を委託した」を「及び当該処分を行った者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をした者が第二十一条の第三項の規定に違反して、管理票を交付せず、若しくは虚偽の管理票を交付し、又は第十二条の四第一項の規定による登録に関し虚偽の登録をしたときは、これらの委託をした」に改める部分に限る。)、同法第二十六条の次に一条を加える改正規定、同法第二十九条第三号の次に一号を加える改正規定、同条第四号及び第五号の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第三十条第二号の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(廃棄物処理業の許可の基準に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條第一項若しくは第四項、第十四條第一項若しくは第四項又は第十四條の四第一項若しくは第四項の許可(同法第七條第二項若しくは第五項、第十四條第二項若しくは第五項又は第十四條の四第二項若しくは第五項の許可の更新を含む。)の申請をした者(許可の更新の場合にあっては、この法律の施行後に許可の有効期間が満了する者を除く。)の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

(一般廃棄物処理施設に関する経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に第二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「旧法」という。)第八条第一項又は第九条第一項の規定によりされた許可の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされてないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2 旧法第八条第一項又は第九条第一項の許可(前項の規定によりなお従前の例によりされたこれらの許可を含む。次項において同じ。)に係る一般廃棄物処理施設(旧法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下この条において同じ。)について、その使用前に都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。次項並びに附則第五条第二項及び第三項において同じ。)が行う検査(附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に行われたものを除く。)については、なお従前の例による。

3 旧法第八条第一項又は第九条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設であつて、旧法第八条第四項(旧法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査(前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。)を受け、旧法第八条第二項第一号に規定する技術上の基準に適合していると認められたものは、第二条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「新法」という。)第八条の二第四項(新法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事に記載した設置に関する計画に適合していると認められた一般廃棄物処理施設とみなす。

4 旧法第八条第一項の許可(第一項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の許可を含む。)に係る一般廃棄物処理施設について

平成九年四月二十一日 参議院会議録第二十号

は、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第九条第一項の許可を受けるまでの間は、新法第八条の三中「基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)」とあるのは「基準」と、新法第九条第一項中「許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」とあるのは「許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又は規模」と、「定めるところにより」とあるのは「定めるところにより、同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項その他厚生省令で定める事項を記載した申請書を出して」と、新法第九条の二中「基準又は当該許可に係る第八項第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画については前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)」に適合していないと認めるとき、第八条第一項の許可を受けた者が第八条の二第三項の規定により当該許可に付した条件に違反したときとあるのは「基準に適合していない」と認めるときとする。

5 旧法第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第九条第一項の許可を受けた日以後においては、同項中「当該許可」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)附則第三条第四項の規定により読み替えられたこの項の許可」と、「同条第二項第四号」とあるのは「第八条第二項第四号」とする。

6 新法第八条の五の規定は、同条第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場であつて、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に埋立処分が開始されたものについては、適用しない。

7 旧法第九条の三第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設については、当該届出をした市町村が当該一般廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第九条の三第七項の規定による届出をするまでの間は、同条第五項中「基準及び当該届出に係る同項に規定する第八項第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの)」とあるのは「基準」と、同条第七項中「当該届出に係る第八項第二項第四号から第七号までに掲げる事項」とあるのは「一般廃棄物処理施設の構造又は規模」と、同条第九項中「基準又は当該届出に係る第一項に規定する第八項第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画については第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの)」とあるのは「基準」とする。

(情報処理センターに係る経過措置)
第四条 情報処理センターは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以前においても、新法第十三条の四第一項に規定する情報処理業務の実施に必要な準備行為をすることができ、(産業廃棄物処理施設に関する経過措置)
第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に旧法第十五条第一項又は第十五条の二第二項の規定によりされた許可の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされてないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2 旧法第十五条第一項又は第十五条の二第二項の許可(前項の規定によりなお従前の例によりされたこれらの許可を含む。次項において同じ。)に係る産業廃棄物処理施設(旧法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。以下この条において同じ。)について、その使用前に都道府県知事が行う検査(附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に行われたものを除く。)については、なお従前の例による。

3 旧法第十五条第一項又は第十五条の二第二項の許可に係る産業廃棄物処理施設であつて、旧法第十五条第四項(旧法第十五条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査(前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。)を受け、旧法第十五条第二項第一号に規定する技術上の基準に適合していると認められたものは、新法第十五条の二第四項(新法第十五条の二の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事に記載した設置に関する計画に適合していると認められた産業廃棄物処理施設とみなす。

4 旧法第十五条第一項の許可(第一項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の許可を含む。)に係る産業廃棄物処理施設について

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のものに適合していないと認めるとき、産業廃棄物処理施設が第十五条の二第三項の規定により当該許可に付した条件に違反したときとあるのは「基準に適合していないと認めるとき」とする。)

5 旧法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第十五条の二第四第一項の許可を受けた日以後においては、同項中「当該許可」とあるのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)附則第五条第四項の規定により読み替えられたこの項の許可」とする。

6 新法第十五条の二の三において準用する新法第八条の五の規定は、新法第十五条の二の三前段に規定する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に埋立処分が開始されたものについては、適用しない。

(罰則に関する経過措置)
第六条 附則第一条第一号及び第二号に掲げる規定の施行前にした行為並びに附則第三条第二項及び第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条第一号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)
第八条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四、第十四条第九項、第十四条の三の二、第十

四、四の四第九項及び第十四条の七の規定並びに新法第八条の四、第八条の五、第九条第五項、第九条の三第六項、第十五条の二の三及び第十五条の二の四第三項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)
第九条 地方自治法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四条中「第二十三条の二」を「第二十三條の三」に改める。
(地価税法の一部改正)
第十条 地価税法(平成二年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第六号中「規定する一般廃棄物処理施設」の下に「(同法第九条の五の二第二項(再生利用に係る特例)の認定に係るもので政令で定めるものを含む。)」を、「規定する産業廃棄物処理施設」の下に「(同法第十五条の四の二第一項(再生利用に係る特例)の認定に係るもので政令で定めるものを含む。)」を加える。

第十一条 地価税法の一部を次のように改正する。
別表第二第六号中「第十五条の二第一項」を「第十五条の二の四第一項」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)
第十二条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第六条第二十七号の二中「基づき」の下に「、廃棄物の再生利用に係る認定を行い」を、「並びに」の下に「情報処理センター、産業廃棄物適正処理推進センター及び」を加え、「及び廃棄物処理センターに対し、」を「並びにこれらに対し、認可その他」に改める。

(第十四号の発送は都合により後日となるため、第二十号を先に発送しました。)

発行所 千一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
電話 03 (3587) 4294
定価 本号一部
(配本) 〇〇五円
送別 〇〇四〇